

平成26年4月24日

行政評価・監視の実施

<無電柱化対策に関する調査>

関東管区行政評価局（局長：大西一夫）は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自に行政評価・監視を企画し実施しています。

今回、平成26年4月から実施する上記テーマの計画についてお知らせします。

ポイント

- 無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況及び個別事業の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 本行政評価・監視は、東京都内の状況について、関東管区行政評価局が調査を担当

【連絡先】

関東管区行政評価局第二部第1評価監視官
第2評価監視官

担当：藤原、中野

電話：048-600-2329、2331

FAX：048-600-2338

無電柱化対策に関する調査

調査の背景

- 戦後、数多くの電柱が設置されてきたが、歩行者等の通行の妨げになること、良好な景観や観光振興の妨げとなること、災害時の倒壊により道路を閉塞させ、電線類などの切断により電力及び通信の安定供給が妨げられることなどから、電線類の地中化や軒下配線・裏配線などのいわゆる無電柱化が行われている。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備の一環として無電柱化の推進が求められている。

- 平成24年度末における東京都の市街地等の幹線道路の無電柱化率は33%であり、欧米やアジアの主要都市(ロンドン・パリ・香港100%、シンガポール86%。国土交通省資料)に比べると低い。また、幹線道路以外の道路の無電柱化の実態等は必ずしも明らかではない。
- 電線共同溝(注)が整備されているのに電柱・電線が地上に残っている箇所があるとの指摘がある。
(注) 道路の地下空間を利用して、光ファイバ、電力線等をまとめて収容する施設

無電柱化を推進する観点から、無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況、個別事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

主要調査項目

- 1 無電柱化の社会実態
(無電柱化の方針、推進計画の策定状況等)
- 2 無電柱化の推進体制の整備状況
- 3 個別事業の実施状況

主要調査対象

- 調査対象機関： 関東地方整備局 等
- 関連調査等対象機関： 東京都、市区町村、関係事業者、関係団体 等

調査担当局所及び実施期間

関東管区行政評価局
平成26年4月～7月